

落下物はドライバーの責任！ 固縛状況のチェックを確実に

トラックから物を落としてしまうと、そこに後続車両が衝突したり、落下物を避けるため無理な車線変更を行い、重大事故につながることも考えられます。昨年10月には、大型トラックからのスペアタイヤの脱落が原因で、軽自動車のドライバーが死亡するという痛ましい事故もありました。

そこで今回は、高速道路における落下物の現状をみていくとともに、防止策や落下物を発見した際の対処法について紹介してきます。



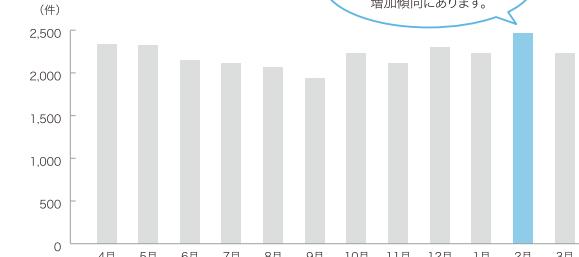
2月は落下物処理件数が最多

道路上の落下物が危険であることは言うまでもありません。昨年10月、岡山県内の中国自動車道において、軽自動車が路上に落下していた大型トラックのスペアタイヤに乗り上げて故障。乗車していた2名が路肩へ避難していたところ、後続の大型トレーラーが落下していたタイヤに乗り上げて横転。それにより避難していた2名が巻き込まれて死亡する事故がありました。国土交通省では事故防止のため、全ての大型トラックについてスペアタイヤなどを車両へ固定する構造・装置に関して、損傷やボルトの緩みがないか早急に点検を実施するよう、全日本トラック協会をはじめ関係

団体に指示を出しました。

首都高速道路株式会社の調べによると、2016年度の首都高速道路における落下物処理件数は、26,519件（1日平均72.5件）。特に2月は処理件数が最も多く、春先にかけて増加傾向にあるのが特徴です【次ページグラフ】。落下物で多いのは、プラスチック類やビニール類、布類・自動車部品類、木材類であり、またスキーシーズンにはスキー板やスノーボード、引っ越しシーズンには家財道具、そのほかプレハブ小屋やバスタブなど、衝突したら大事故になりかねないものまで落ちていることもあります。

【グラフ】首都高速道路における落下物処理件数



2月は落下物が最多に。
春先の引っ越しシーズンは
増加傾向にあります。

出典：首都高速道路株式会社「事故・車両故障・落下物の現状について(平成28年度)」

落下物を見つけたら「#9910」に通報！

万一、自車両から荷物を落させ、他の車両などに損害を与えた場合は、落とした本人に損害賠償の責任が生じます。ドライバーの皆さん、出発前に積荷がしっかりと積付け・固縛されているか十分に確認してください。また運転中は、急ブレーキや急ハンドルなど、荷崩れや荷物の落下につながる「急」のつく運転はしないようにしましょう。

落下物を発見した場合は、道路緊急ダイヤル「#9910」に通報を。電光掲示板で“この先、落下物に注意”などの表示を確認したときは、速度を落として注意して走行してください。下記に、積荷の落下を防止するための対策をあげました。“落下物はドライバーの責任”ということを、つねに意識してハンドルを握ってください。

積荷の落下を防止するために

運転前

過積載は厳禁！

過積載は、荷物を落としてしまうだけでなく、車両のバランスを崩しやすく、制動距離が長くなったり、衝突時の衝撃力が大きくなるなど危険が伴います。過積載は絶対にやめましょう。

運転中

「急」のつく運転はしないように！

急ブレーキ、急発進、急旋回走行などは回数が多いほど、積荷の変形や固縛の緩みが増大され、荷崩れの発生、落下につながります。「急」のつく運転はやめましょう。

休憩時

休憩時に積付け状況の確認を！

走行中、道路の状況や運転操作により積荷はつねに振動しており、固縛ロープが緩み、荷崩れが起きやすい状況になっています。高速道路では2時間以内、一般道では4時間以内に安全な場所に車を止め、固縛状況を確認しましょう。

出典：国土交通省「スペアタイヤ落下事故防止のための大型トラックの緊急点検の実施について」、首都高速道路株式会社「事故・車両故障・落下物の現状について(平成28年度)」、NEXCO中日本「安全性向上3ヵ年計画の取組み状況」

出典：公益社団法人 全日本トラック協会「事業用トラックドライバー研修テキスト7 荷物の正しい積載方法と労働災害の防止」